平成２７年（フ）第５４４号
堺市美原区北余部西１丁目１番３―501号
債務者　稲福　智一
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５４５号
堺市美原区北余部西１丁目１番３―501号
債務者　稲福めぐみ
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５５４号
大阪府藤井寺市国府３丁目５番31号、前住所大阪府藤井寺市道明寺１丁目19番24号
債務者　大畑　眞樹
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５７８号
大阪府羽曳野市伊賀３丁目15番15号
債務者　桑村　裕介
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５２５号
東京都国分寺市日吉町１丁目45番地２アメニティコウヤマ第11ガーデン102
債務者　江崎　裕太
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３４２号
大阪市東淀川区菅原３丁目４番16―211号、前住所大阪府泉大津市東助松町３丁目６番４―302号
債務者　丹下真寿美
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６５７号
大阪市浪速区元町３丁目８番22―606号
債務者　田中　　修
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７３８号
大阪府東大阪市西堤楠町２丁目３番19号ベルビュー松田308号
債務者　江平　千恵
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４８号
栃木県宇都宮市南大通り１丁目４番18号リーベうつぎⅡ101、前住所栃木県宇都宮市宿郷１丁目14番６号　福田マンション２Ｆ204
債務者　西島　敏夫
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５８号
栃木県宇都宮市鶴田町1444番地
債務者　佐藤スミ子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２８号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
債務者　加藤　　涼
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９７５号
横浜市旭区笹野台２丁目38番３号　明和荘２号室
債務者　中村　元信
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９８号
横浜市鶴見区上末吉１丁目５番23号
債務者　小島亜紀子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０１５号
神奈川県鎌倉市梶原４丁目２番９―14号
債務者　中野　淳一
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４７号
神奈川県海老名市国分北３丁目14番１号
債務者　渡部　　豊
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７２号
東京都東久留米市滝山６丁目１番11―506
債務者　岩崎　　傑
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部